

平成30年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成30年12月7日（金曜日）

---

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	三浦又英君	18番	早坂伊佐雄君

---

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
危機管理室長	長田裕之君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野仁君
農林課長補佐	尾形一浩君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	猪 股 繁 君
商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩 崎 行 輝 君
建設課長	三 浦 守 男 君
保健福祉課長	内 海 悟 君
子育て支援室長	佐 藤 法 子 君
地域包括支援センター所長	千 葉 桂 子 君
上下水道課長	大 場 利 之 君
小野田支所長	岡 崎 秀 俊 君
宮崎支所長	今 野 仁 一 君
総務課長補佐	伊 藤 一 衛 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教育総務課長	二 瓶 栄 悦 君
生涯学習課長	遠 藤 肇 君
体育振興室長	上 野 一 典 君
農業委員会会長	我孫子 武 二 君
農業委員会事務局長	太 田 浩 二 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	武 田 守 義 君
次 長	内 海 茂 君
主幹兼総務係長	内 出 由紀子 君
主幹兼議事調査係長	後 藤 崇 史 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 13号 専決処分した事件の報告について（平成29年度田澤橋ほか2橋修繕工事請負変更契約の締結について）

- 第 4 議案第 78号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 79号 加美町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 80号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 81号 加美町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 82号 加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 83号 加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正について
- 第10 議案第 84号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）
- 第11 議案第 85号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）
- 第12 議案第 86号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）
- 第13 議案第 87号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）
- 第14 議案第 88号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）
- 第15 議案第 89号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）
- 第16 議案第 90号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）
- 第17 議案第 91号 公の施設の指定管理者の指定について（やくらい高原温泉保養センター他）
- 第18 議案第 92号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）
- 第19 議案第 93号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物流通加工施設他）
- 第20 議案第 94号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）
- 第21 議案第 95号 平成30年度加美町一般会計補正予算（第5号）
- 第22 議案第 96号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第 97号 平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 第24 議案第 98号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）
  - 第25 議案第 99号 平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 第26 議案第100号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
  - 第27 議案第101号 平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 第28 議案第 1号 加美町議会会議規則の一部改正について
  - 第29 議員派遣の件について
  - 第30 閉会中の継続調査について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

午後1時30分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。8番三浦英典君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、こんにちは。

定例会3日目、最終日、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議案第102号で、副町長の選任につき同意を求めることについてお願ひしておりましたが、同議案について取り下げをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 続いて、総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

昨日の味上議員の一般質問の中で、加美町水資源保全条例で指定している水資源保全区域の指定箇所の中に、旧田代放牧場は入っているのかというようなことのご質問がございました。確認をして報告しますというようなことをさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

この水資源保全区域の指定区域の中に、旧田代放牧場の区域は入っております。区域的には、二ツ石ダムの堤体の上の水が入る区域を設定されておりますので、区域としては入っておるというようなことでございます。

その際、この議案が平成26年第4回定例会でお願ひをして可決をいただいたところでございますが、その際の一般質問の中でも、そういった、その議案の質疑の中でもそういったやりとりがありましたので、その部分について、その質疑と答弁についてもご紹介をさせていただきます。

質疑としまして、一時保管場所である旧田代放牧場は、条例で定める範囲内に位置しており、条例の考えに矛盾するのではないかと。また、一時保管は許可申請の対象となる事業に該当しないのではないかとという質問に対しまして、その答弁では、今回の条例は、焼却や埋め立てなど処理事業などに伴う開発行為について条例で規制するものであるということで、今回は、一時保管はあくまでも仮置き場というようなことであり、複数年度にわたって構造物を設置するものではないため該当しないというような答弁をさせていただいていたところでございますので、あわせてご紹介をさせていただきます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） その当時の答弁内容もご紹介いただきまして、内容はわかりましたけれども、やはり、この条例に私は抵触するというふうに思っております。それが一時保管の仮置きであった場合、その当時でしたので、これから先、まだ当分の間、置かなければならないという今の状況は、やはりこの水資源条例には抵触するというふうに、私は思いますけれども、もう一度、この件についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほどのこの答弁の中での回答、答弁をご紹介させていただきましたが、この条例については、焼却や埋め立てなど処理事業に伴う開発行為について条例で規制をするものというようなことが基本的な考えになっております。現状においては、一時保管というようなことで、その当時の設定がどこまでというようなことではあれですけれども、現在もやむを得ない状況で一時的な仮置きというようなことが続いているという状況でございますが、そのことをもって条例に違反するということまではないのではないかというふうに思っております。以上です。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番沼田雄哉君、10番一條 寛君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは通告9番、2番猪股俊一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 猪股俊一君 登壇〕

○2番（猪股俊一君） それでは、ラストになりましたが、議長の許可を得ましたので、通告いたしました3問の1問目からご質問申し上げたいと思います。

1問目は、有害鳥獣対策についての質問であります。

この間、テレビの放映をしていた福岡市の西区で、町の中に出てきたイノシシの進路にいた人が何回も必要以上に攻撃をする場面がありました。加美町にも起こり得ると思うと心配であります。以下

の内容について伺います。

(1) 被害状況について。

(2) 捕獲した鳥獣の処理について。

(3) 処理施設について。

以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、猪股俊一議員の有害鳥獣対策について3点お答えをさせていただきたいと思います。

確かに、イノシシが大分ふえてきておりますので、被害もふえているところでございます。

第1点目の被害状況であります。本町におきましては人的な被害の報告はございません。ただ、自動車との追突と思われるものが、今年度7件ありました。場所は下多田川、青木原、下野目、漆沢、鳥嶋、米泉となっております。

また、平成29年度の鳥獣によります農作物の被害額であります。全体で431万2,000円となっております。うちイノシシによる被害額が325万5,000円でありまして、全体の被害額の75%を占めておりますので、やはりイノシシによる被害が大分ふえているなというふうに思います。

加美町の鳥獣被害防止対策協議会では、農作物被害対策としまして、農業者や地域が電気柵等の購入に要する経費の一部を助成する支援事業を行っております。平成29年度の実績としましては16件、電気柵が一番多いわけでありまして、144万1,000円。平成30年度は、10月末時点で、もう既に37件。電気柵も平成29年度は12件だったのが、平成30年度はもう27件になっております。281万7,000円の被害額となっておりますので、やはり被害額から見ても大分ふえているということがわかります。

こういった中で、捕獲もしているわけでありましてけれども、捕獲した鳥獣の処理はどうなっているのかというご質問でありました。鳥獣の種によって当然異なりますが、イノシシやツキノワグマにつきましては、捕獲した実施隊員が解体処理を行い、肉については実施隊員が自家消費とし、イノシシ等の臓器及びニホンザルについては、宮崎支所に設置してあります保管用冷凍庫に搬入し、町の職員がクリーンセンターに持ち込み焼却処理を行っております。

3点目の処理施設についてであります。現在、町には処理施設はございません。先ほど申しましたけれども、自治体が処理をしているわけでありまして、自宅の敷地内で解体処理をしているという状況でございます。イノシシの捕獲頭数については、大分年々やはりふえておりまして、平成29年度

は49頭であったものが、今年度は10月末現在で既に120頭となっております。2.4倍。さらに冬の期間に捕獲またすることになると思いますので、かなりの頭数になるだろうというふうに予想しております。

こういったことからしまして、町としましては、平成31年度に鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用し、鳥獣解体処理施設の建設を検討してまいりたいと思っております。こういった処理施設を建設することによりまして、実施隊員の捕獲鳥獣解体作業の軽減を図っていききたいというふうに考えております。

以上、3点お答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 再質問をいたします。

加美町の直近のイノシシ、サル等の被害状況、そして駆除した数を教えていただきましたが、やはりイノシシが一番多いと思いますし、このイノシシ、合併前はイノシシ被害はほとんどなかったわけですが、このようにふえた要因はどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。よろしくお願ひいたします。

イノシシにつきましては、繁殖力の高い生き物でございます。イノシシは1歳から2歳になると出産を始めます。毎年出産するわけでございますが、イノシシはこれからの時期、冬に発情期を迎えまして、春から初夏にかけて出産します。春に出産しない場合は秋に出産するということもあるそうでございます。1回当たりの出産頭数ですけれども、2頭から8頭で平均で4、5頭出産すると言われております。そのうち、約半分が成獣になると言われております。そうしたことから、自治体による捕獲をしても増加に追いつかないということで、年々、ふえ続けていると思われまふ。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） イノシシとサルの被害というお話はされていますが、大変深刻な問題となっております。11月24日、宮崎の公民館で開催されたタウンミーティングですか、イノシシの被害による農作物の被害、参加者からはこういう意見がたくさん出ておりました。町長は、どのように感じて対策をどのようにしていこうかということを考えているのかなと、このようなこともお聞きしたいなと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） サル、イノシシの被害でありますけれども、タウンミーティングでそういったご意見がありました。サルにつきましては、今年度、42頭おりに入りまして、大分サルは見かけなくなったというふうには聞いております。また、最近ちらほら出てきているという話もありますけれども、大分効果があったというふうに思っております。

一方、イノシシでありますけれども、今、課長補佐から説明がありましたように、非常に繁殖力のある動物でございます。また、温暖化の影響もあると。それから、福島でそれまでは捕獲をしジビエとして提供していたものが、原発の事故によって福島で捕獲することがなくなり、そういったイノシシがどんどん北上してきているというふうにも言われております。ですから、なかなか追いつかない状況ではあります。

町としましては、くくりわなとかそういった免許を取得する際の負担軽減、町が負担をかけずに免許を取れるような、そんな制度も導入しておりますので、できるだけ多くの方々に、そういったものを取得していただきたいと。特にイノシシは、くくりわなでほとんど捕獲しているんですね。冬になりますと、木の葉も落ちて、そして雪が降り、巻き狩りなどで捕らえるということもできるわけですが、ふだんはほとんどくくりわなのようでありまして、そういったくくりわなの免許取得なども、ぜひこれから町としてもさまざまなお声かけをしていく必要があるんだろうと。

やはり、個体を減らすためには、猟友会の方々、自治体、このメンバーがふえていかないと、なかなかこれは追いつきませんので、そういった努力をしてまいりたいと思っておりますが、何分、これは決定打がなく、大変加美町のみならず、どの自治体でも、今、頭を悩ませているところでありますけれども、それぞれ自治体、情報交換もしながら、よりよい策を講じてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） わなとか、くくりわなで大分捕獲量がふえたわけですが、今年度の捕獲数が圧倒的にふえたというのは、イノシシの数がふえたのか、それとも新しい捕獲方法を猟友会の方々が編み出したのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

イノシシの捕獲につきましては、くくりわな、あとは箱わな、そういったものがありまして、今現在、多く使用されているのはくくりわなでございます。ことし、協議会におきまして、くくりわな30基ほど購入いたしまして、現在、その貸し出しをしております。現在、くくりわなを中心に捕獲

していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、くくりわなをふやしたからとれたということなんじゃないかな。イノシシがわなにかかっていたときに、1人で行くと危険だということで、処理するには仲間2人だったり、3人だったり手伝ってもらっているそうですが、1頭の捕獲料には変わりはないんでしょうか。その辺の金額について伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

加美町では、イノシシを捕獲した場合、捕獲報償費として1頭当たり8,000円出しております。あとその他、イノシシを捕獲するときに出た人への謝礼ということで、1回当たり8,000円ということで支出しております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 1頭当たり8,000円とお聞きしましたが、人に対しても1人が出た、2人出たということがあると思うんですが、それも1人当たり8,000円なんじゃないかな。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

捕獲報償費とは別に、1人当たり1回8,000円ということで支出しております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） ありがとうございます。

捕獲した鳥獣ですが、イノシシは、捕獲した方々が処分していると伺いました。捕獲場所は自宅とか、自宅だけでやるのか、例えば現場でやるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

解体処理につきましては、自宅で処理をしていると聞いております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 自宅だとなかなか衛生的なこともあると思いますが、きちんと処理されていれば問題ないと思います。肉は捕獲者で処分して、食べたり捨てたりいろいろあるんですが、さっき町長がおっしゃいましたが、建設予定ということでありますので、処理施設を平成31年度の予算で考えているということなので、今後、処理した肉を販売とか、将来的に考えているのかお聞きしたい

と思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

イノシシの肉の活用、ジビエとしての活用なんでもございますけれども、まだ宮城県内全域、このイノシシの肉につきましては出荷制限がかかっておりまして、この出荷制限の解除の見通しですが、まだつかなくて、いつごろから活用できるのか、まだわからない状態にあります。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、まだわからないので、将来のことは考えていないということでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 将来のことを考えて施設を建設しようと思っております。施設がないと、いざジビエとして活用できるという段階になっても、活用できませんので、とりあえずは処理施設ということでもありますけれども、それも視野に入れながらの建設ということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 将来のことも考えて施設をつくるということなので、ジビエとして将来繁栄させていく考えがあるということで、大変うれしく思います。

最後に、平成28年に加美町のイノシシによる被害が県下一とのことで、鹿原地区に補助事業として取り組まれたと聞いていますが、その内容、そして効果について伺いたしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

鹿原地区で、集落ぐるみでのそういった鳥獣被害対策に取り組もうということで、集落でどの辺が被害を受けているのか、どの辺にそういう対策を施したらいいのか、集落ぐるみで話し合いをしまして、それで、農地の周辺に電気柵なりワイヤーメッシュ柵を設置いたしました。そうしたところ、農地へのイノシシの侵入、そういったものは見られないということで、ある一定の効果はあったと思われます。

ただ、それはイノシシがその農地に立ち入らなくなっただけであって、今度はほかの地域へイノシシが移動するというので、根本的な解決にはまだ至らないところはあるかと思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） どうもありがとうございます。

続きまして、2問目の旧田代放牧場にある利用自肅牧草について質問いたします。

宮崎西部地区のコミュニティ推進協議会会長より、町に要望書が提出されました。以下の内容について伺います。

（1）現在、町で進めている草地へのすき込みについて。

（2）地域住民や保管農家の賛同が得られるのか。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、今のご質問2点についてお答えする前に、昨日の私の発言、一部訂正をさせていただきたいと思っております。

昨日、保管している牧草、加美町が一番多いというふうな発言をしましたが、8,000ベクレル以下のですね、農林系の汚染廃棄物の保管量が加美町が一番多いということでございます。といたしますのは、牧草に加えてほだ木が大分ございますので、それを加えますと、加美町が農林系汚染廃棄物としては保管量が一番多いということです。牧草のみに限りますと、大崎市が一番多いというふうなことでございますので、訂正をさせていただきます。

では、1点目のすき込みについてのご質問であります。宮城県の処理方針、国より示されました処理基準及び町が実施いたしました実証事業の結果をもとに、まずは400ベクレル以下の汚染牧草1,152トンのすき込みを実施したいと考えております。

すき込み場所につきましては、農家が保管している825トンについては、基本的には農家が所有する農地へのすき込み、旧田代放牧場に保管してあります327トンについては町有農地、もしくは草地組合所有の耕作放棄地にすき込みたいと考えております。

400ベクレルを超える汚染牧草については、処理方針が決定するまでの間は安全に保管をしまいたいというふうに思っております。

2点目の、住民の賛同が得られるのかということについてでございます。

これまで5回の説明会を開催し、保管農家さんからのアンケートもいただいて集計をしたところでございます。そういったことを踏まえて、すき込み処理計画が策定されますので、その時点で地区説明会及び広報等で広く理解が得られるように丁寧に説明をしまいたいと考えております。

保管農家の同意でありますけれども、保管農家への意向調査では9割弱の農家さんの同意を得てい

るところでございます。今後も同意が得られるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

町としましては、汚染廃棄物処理に関し、国等のさまざまな制限がありますけれども、現状でできることから実施をし、保管量の減容化を進めてまいりたいと考えております。当然、保管農家の皆さん方及び地域の住民の方々にも説明を尽くし、同意をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解、ご協力のほどお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 放射性汚染廃棄物処理に関する説明会が、私は3カ所と聞いているんですが、きのう何か5カ所とかというお話がありました。広原地区、旭地区、鹿原地区、この3カ所で開催されたとは私は思っておったんですが、そのほかに説明会が開催されたところはあるんでしょうか。また、参加者からは、どのような意見があったのか、そのことについて伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

開催地区でございますけれども、10月30日に旭地区公民館、11月4日に広原地区公民館、11月7日に賀美石地区公民館、この場合は賀美石地区の方を対象にしたものでございました。それから11月8日に鹿原地区公民館、11月10日に西小野田地区公民館、ここでは小野田地区の汚染牧草の保管農家の方を対象に開催しまして、5カ所で開催しております。

その説明会で出た主な意見ということでございましたけれども、先日の伊藤由子議員のときにも答弁させていただきましたが、やはり風評被害を心配する意見。それから農家の農地にすき込むとなると、やはり農地が町内に点在しておりますんですけれども、そのすき込みをする農地周辺住民の理解が得られるのか、そういった場合の説明などは町でするのかという意見。それから、すき込みをする農地周辺の住民に配慮していただきたい、あとはすき込みによる水質汚染は大丈夫なのか、そういった意見もございました。あと、保管農家からは、すき込みをすることによって草地を更新することになるわけですが、そうしたことで牧草の減収、これが心配になるといった意見もございました。

あとは、実証試験、昨年度からやっておるわけなんですけれども、1年間の実証試験だけで大丈夫なのか、あとすき込みだけではなくて、焼却による処分の方法はできないのか、あとは、旭地区公民館ででしたけれども、旧田代放牧場の利用自粛牧草を早く撤去していただきたいとか、そういった意見もございました。あと、保管農家からは、農家の農地にはすき込まないでほしいといった意見もご

ございました。以上でございます。

○町長（猪股洋文君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 保管農家の方々は、早く処理してほしいということで90%あるわけですが、やはりどうしても、すき込みをすると、その周辺の方々がやはり嫌だなど、そういうふう思うので、どうしても賀美石地区の方が、平野部への説明は必要ではなかったのかというようなお話があったんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） この前の説明会につきましては、実証試験をした周辺住民への説明会を去年開催したときに、その実証試験の結果につきましては、また来年報告させていただきますということを踏まえて、今回、説明会を開催しました。あわせて、町としまして処理方針案もできましたので、やはり保管農家の方の協力もいただけないと、このすき込みも前に進めないで、保管農家の方にもあわせて説明をするということで、今回開催しました。

今後、またさらに保管農家の方とかと協議を重ねながら、また再度説明会を、全町民に対しての説明会を開催する予定ではおります。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 町民の説明会をしていただけるといふなら、ちょっと安心しました。

特別委員会に鹿原、葡萄沢地内を候補地として案内されましたが、3地区あるいは5地区ですか、あるわけですが、具体的にすき込み候補地を提示しての説明会だったのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

今の葡萄沢の農地出ましたけれども、葡萄沢の土地につきましては、所有者で構成する組合がございまして、先日、その組合の役員会で、すき込みをする農地として、現在耕作放棄地となっているものですから、その再生、すき込みをしながら農地の再生ということで協議していただきました。

そうしたところ、その役員会では、なぜこの土地なのか、まずは町有地にすき込むことから始めるべきではないかといった意見や、あとはもう少し実証試験による安全性を確認するデータの蓄積が必要ではないかといった意見もございまして、現在、すき込み可能な町有地を現在選定している最中でございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、葡萄沢では組合の人たちがそういうことなので、すき込みは不可能ということですよ。そう理解してよろしいですよ。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 葡萄沢の共有地につきましては、まずは町有地にすき込んでからと。葡萄沢の土地は、その次だというようなご意見、まず町有地にすき込む、そして安全性が確認されたら、また考えていただけるというようなご意見でございました。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 汚染牧草早期処分を求める要望書が8団体から出されました。加美町の処理方針では、400ベクレル以下の1,152トンですか、農地へのすき込み計画をしておりました。場所は保管農家が所有する農地、町有地、または民有地という考えで、耕作放棄地等を活用してすき込みをする、そういう考えでありました。

今回の計画では、全体の大体28%の処理であり、7割以上が旧田代放牧場に残ることになります。早期処分の要望には応えられないと思うが、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） きこの伊藤由子議員のご質問にお答えをしたとおりでございます。実は、早期処分という方法がないんですね。焼却にしろ、すき込みにしろ、堆肥化にしろ、どれも数年で、では処理できるかという処理することはできないという、そういう状況にあります。

ですから、町としましては、まずはできるところからやっていくと。400ベクレル以下についてすき込みをして、保管をしている量を減らしていくと。これでも、説明してきていますように、5、6年はかかるわけですね。その間、400ベクレルを超えるものについてどう処理すべきかということについて、これは加美町だけの問題ではございませんので、やはり同じ問題を抱える自治体との情報交換、あるいは国・県との意見交換というもの、あるいは申し入れというものも、これは必要になってくると思いますので、そういった流れで、この処理に努めてまいりたいと思っています。

ですから、現状ではそういったことでありますので、ご理解いただきたいと思っています。なお、大事なことは、安全にやはり保管をするということ。早期処理ができなければ、これは安全に保管をするということが非常に重要であります。加美町もそのことに努めてきておりますけれども、フレコンバッグも来年度でちょうど5年を迎えますので、耐用年数が5年から7年ということでありまして、来年度に詰めかえといいますか、そのまま詰めるという、新しいものにですね、詰めるという作業もぜひ行いたいと。安全に保管することに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご

理解いただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 大崎広域事務組合で試験焼却をしているわけですが、一般ごみと混焼して焼却しているわけです。そして堆肥化、すき込み等があると加美町では言っていますが、混焼はせず、あくまでもすき込みだけを行うことになったのはなぜなのか伺いたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今月号の広報紙に載せているわけでありましてけれども、同様の質問に対して、焼却という処理方法を否定しているわけではありません。焼却は他の自治体との調整が必要です。町内の利用自粛牧草の焼却が開始されるまで10年以上かかると見込んでおります。また、焼却灰の最終処分場問題や、焼却開始までの安定的な保管などさまざまな問題が生じていますと。以上のことから、焼却処分は現実的に困難と考えていますという、これが町としての公式見解でございます。ご理解いただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 6年前の旧田代放牧場への保管説明会については、夜遅くまで小野田地区、中新田地区にも保管場所を定めるとのことで、地域の方々にはやむを得なかったかと思います。町長が、もうどうしても仮置きですからということでお話をして、反対者がほとんどでした。3時間以上たったのかなと、7時から10時、11時近くになったと思います。それで、西部地区の住民は、やはり怒りや不安が募っているものと思います。もちろん8団体の方々も、町長へ400ペクレル以下は安全保管しかないとの考えのようですが、広域で混焼する、そういう、可能になれば、数年はかかりますと、そうおとといもおっしゃっていましたが、住民の不安を和らげるには、やはり焼却していくべきと私は考えます。12月5日の6番議員の伊藤さんの質問には、焼却はあくまでも考えてないとおっしゃってました。再度伺います。一日でも早い撤去、町内94戸の持つ約2,100トンの保管方法、もちろん改善を求めています。周辺住民に怒りや不安が募っておりますので、町長、広域の焼却はあくまでも考えてないということですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず6年前のことについては、大変私も西部地区の皆様方には申しわけないというふうに思っております。議会の皆様方からのご要望もあり、できるだけ早く、やはり保管農家が大変な状況にあると。できるだけ早く、やはり町が責任を持って管理、保管すべきだというふうなご意見も頂戴し、我々もそのように考え、雪が降る前にということで保管、搬入を始めることにしたわ

けであります。

その際、宮崎地区の方々からは、何で宮崎だけなのかと、西部地区だけなのかというふうなお話がありましたので、中新田地区、そして小野田地区にも保管をさせていただきたいということでお話をさせていただきました。早速、町内、区長さんなども入っていただいて、候補地を選定をして、そして説明会を開き、ご理解いただきながら中新田地区、小野田地区にも保管を行いたいと思ったところではありますけれども、中新田地区については、説明会は開くことができたものの、一部の方々の強い反対に遭い保管ができなくなった。小野田地区については、説明会をすることもできない状況だったということで、結果的に西部地区に約半分、そして残りの半分が保管農家で保管していただいているという状況になっているということ。このことについては、おわびを申し上げたいというふうに思っております。

そういった中で、焼却をすべきではないかというご意見、焼却が一番いいのではないかというご意見でありますけれども、これも繰り返しになりますが、仙台市のように一般家庭ごみが大量に出るところにつきましては、混焼しても比較的短期間で焼却が可能なのだろうと思っております。しかしながら大崎、仙台の5分の1以下ぐらいでしょうか、人口がですね、5分の1でしょうか、全体としますと、ですから、家庭から出る一般ごみ量が全く違うわけですね。そこに一定の量を入れて灰の放射能濃度、これを1,120ベクレルかな、一定の濃度に抑えるという、そういった制限がついていますが、ちょっと数値はまた別としまして、ですから、むやみやたらにたくさん汚染牧草等を混焼するわけにいかないんです。ですから時間がかかるということなんですね。焼却すれば一気に焼却できてなくなるのではないかというふうにお思いかもしれませんが、現実はそのようではないんですね。ですから、先ほど広報紙のことを言わせていただきましたように、10年ぐらいかかるのではないだろうかと、いうふうに見込んでおります。

しからば、加美町独自で焼却したらいいのではないかというご意見もあるかもしれませんが。しかしながら、加美町には焼却炉がございません。また、焼却した後の灰を処分する最終処分場もございません。ですから、もし加美町独自で焼却をしようとするれば、仮設の焼却炉を設置し、そして焼却灰を処分する処分場もつくらなければならないということになります。これは、非常に困難なこと。保管する以上に、何十倍もこれは、私は不可能に近いんだと、その施設を受け入れるところが加美町の中にあるのだろうか。保管するところすら、なかなか受け入れてもらえない中で、これはもうほぼ不可能であろうというふうに思っております。それと、加美町のごみというのは、大崎に比べたらもっともっと少ないわけですから、仮に仮設焼却炉をつくったとしても、これは何十年焼却終了する

までかかるかもわかりません。

ですから、冷静に考えますと、焼却というのは一見早期に処分をするよい方法というふうに思われるかもしれませんが、実は私は一番困難な方法なんだろうというふうに思っています。また、風評被害という点からしても、これも大変心配、すき込みよりもむしろリスクが高いのではないかということで、町としては、ベストな方法はないのでありますけれども、できるだけリスクの少ない方法を選択するという観点から、400ベクレル以下をすき込みをするというふうな、そしてとりあえず今のところは、方針が決まるまでは、それ以上のものについては安全に保管するという方針を示させていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 町長は、あくまでもすき込みというお話ですが、私はすき込みがだめというのではなく、焼却する方法と2つの選択というか、同時に進めていったら、この早期処分を強く要請しますという、そういう地域の皆様の思いに伝わるのではないかなと、このように思っております。

きのう、1番議員が質問しました水資源保全条例について伺いますが、さっき総務課長がおっしゃいましたが、答弁がありました。この条例は、平成26年12月5日に制定されており、指定廃棄物最終処分場を受け入れないためにもだったと思います。それは承知しております。しかし、汚染牧草運搬、その後制定とはいえ、この条例とは整合性はとれないと思いますが、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

整合性がとれないのではないかというお話でございましたが、この水資源保全条例の制定議案の際の質疑でも、そういったご意見をいただいております。先ほど説明をしました答弁というようなことになっているわけでございます。この条例が制定されたのは平成26年でございますが、それ以前に、平成25年に仮置きをしているということで、この質疑の際にも、先ほどお話ししましたように、その部分についてはどうなるのかというようなことについては、あくまで一時保管で仮置き場というようなことでの理解であるというふうに考えているものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 一時保管、仮置きというわけでございますが、仮置きというのは、ある程度の期間があると思うんですが、仮置きはなかなか処理はできないということで、今、6年もなっているわけですが、何かここにちょっと疑問があるわけです。仮置きと施設を建てた場合の、そういう設置、そういうものに対しては、この条例は違反するものかもしれませんが、仮置きではいつでも、何十年

たっても仮置きで、この条例にはやはり違反しないということでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

町もずっと置いておくということではなくて、先ほど町長が申しあげましたように、その処理方針を定めて、それに基づいて処理をしていくというようなことが基本でございます。その中でも、なかなか国の法律もあって、なかなか進めない部分があって、早急にという要望でございますが、町としてもそういうふうになりたいと思っておりますが、その部分でなかなかかなわないという状況の中での状況だというようなことで、なるべく早く処理をしたいということについては、議員の考えと同じであると思えますし、そのことで条例に違反しているかというようなことまでにはいかないのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 自分たちがつくった条例ではありますが、第16条ですか、町長は前条の勧告に従わずに事業を行う者に対し、当該事業の中止を命じることができるとあります。2項には、前項による中止命令と併せて又はこれに代えて、当該事業者に対し、相当の期間を定めて施設の撤去等の原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を取るべき旨を命じることができるとありますが、これは町長が命ずることですから、何十年置いてもいいのかなど、このようにも理解をするんですが、その辺に対して一言、町長お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと私も条文に目を通していませんけれども、これは議員がお話ししましたように、指定廃棄物最終処分場、この建設を阻止するために定めた条例でございます。あくまでも、ここでは開発行為を認めないと、認めないといいですか、町に対して申請が必要であるというふうなことでありますので、今回の保管、総務課長も答弁していましたように、これは仮置きでございまして、開発行為が伴っているものではございません。ですから、この条例の枠外と。当然、条例ができる前に既に保管しておりましたので、この条例に反しない、保管して置いている状況は、この条例に反しないという中での、この条例制定をしたわけでありまして、そのところはご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） この水資源保全地域には、個人の山というんですか、所有物はあるんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

ほとんどは町有地でございますが、一部個人の所有があるというふうに聞いております。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、その個人の山に仮置きだと言って何かを持ち込んで、ずっと置いて、それは町ではどういうふうに対処するんですか、そういう場合は。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

現在置いている場所は、町有地でございます。これでございますので、特に民有地に置くというようなことは考えておりません。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） ちょっと私の質問が悪かったのか、個人の私有地にそういうものだったり、何かを仮置きだということで、例えば残土的なもの、何か構造物でない、何か持ってきてすぐ持っていくようなもの、そういうものをずっと置いていいのかなど、この辺をお伺いします。

理解できないですか。個人の私有地にそういうものを置いて、保全区域に、その地域に個人の使用物があると、山があるということでしたね、今ね。全部町の町有地ですか。保全条例、地域にですな。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この条例は、先ほど町長からもありましたが、いわゆる処理事業ということで別表に定めているような事業に伴う開発行為について条例で規制をしているというような条例でございますので、そこまでの規定する条例にはなっていないのではないかとというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） そうすると、個人が例えばそういう自粛するようなわらだったり、牧草だったりを持ち込んで置いてもいいと。ずっと置いてもいいということですよ。そう理解してよろしいんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この水資源保全条例の開発行為等には該当しない場合であっても、その他の法律と、ちょっと今、何かというようなことはございませんけれども、廃棄物の処理に関する法律であったり、そういったものに抵触するようなことであれば、抵触しないのであればあれですけれども、抵触するようなこと

も考えられるのかなというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） わかりました。抵触する場合は早く撤去をしていただくように、町長が命ずることができるんですが、抵触しなければ置いてもいいという理解でいいですね。

終わります、これは。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 置いていいということではなくて、そういう解釈をしていただくと困るんですけども、町でも監視員というのを置いておりますので、さまざまな、山にはごみ等が投げられているわけですね。ですから、こういったもののみならず、やはり不法投棄、こういったものは、きちっとやはり我々監視をしていかなくちやないというふうに思っております。

また、さまざまな森林法上の縛りとか、この条例のみならず、さまざまな、山には縛りもありますから、そういったことに照らし合わせて、法律違反、条例違反等をしていけば、これは当然、取り締まり対象になりますし、不法投棄についてもきちっとこれは町としても対応していきたいというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 私は、自分の土地だったら、じゃあ自粛牧草なりなんなりを仮置きすると、そういうふうに理解をしますが、何かよく理解を、私がしていないのか、その辺ちょっとわからないですが、これは次に進みます。

3問目の結婚推進について、近年、加美町というか自分の状況、近くの中で結婚式やおめでたい結納をしたとか、婚約したとか、そんな話は余り聞きませんが、以下の内容について伺います。

（1）青年交流センターの活動状況について。

（2）婚活における現状と課題について。

以上、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、結婚推進について、2点ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、青年交流センターの活動状況でございます。

町では、独身男女が結婚に至るための支援といたしまして、青年交流センターを宮崎支所内に設置をし、結婚推進指導員による相談活動を日常的な支援活動として行っております。ここでは、当事者だけではなく、その親からの相談も結構ありまして、そういったものにも対応しているところでござ

います。場合によっては、相談者のお宅にお伺いすることもあります。

昨年のセンターの利用者数は、年間で364人ございました。うち男性が263人、女性が101人、男性の相談が女性の倍以上あったということがございます。また、毎月第4水曜日に開催しております結婚相談会では、本人からの相談が53件、親からの相談が3件となっております。お宅のほうに訪問した件数は17件ということです。

また、結婚を望む独身男女の交流の場、かみ恋交流会を開催しております。ここでは、男女約43名のサークルをつくりまして、青年交流センターを拠点として、毎月定例会、役員会、お茶会やボーリングなどの活動、交流活動を定期的に行っております。昨年度は47回開催いたしました。このセンターを利用された方は、合併以降15年間で約3,500人に上っております。

婚活における現状と課題ということでもありますけれども、まず現状についてご説明させていただきますが、今、申し上げましたように、青年交流センターにおきましては、日常的な支援活動とイベント形式による婚活事業を開催しております。昨年度は、イベント形式の事業としまして、やぐらいを中心に7月と11月の2回、バラのコサージュづくりなどの体験型交流会を開催しました。また、2月には仙台うみの杜水族館散策と仙台市内でのツアー型交流会のかみ恋ツアーを1回開催し、出会いの場づくりを行ったところです。

参加人数は、男性38名、女性37名の計75名でございます、この中で12組のカップルが誕生いたしました。そのうち結婚に至ったカップルが1組ありました。また、今年度中にもう1組が成婚する見込みとなっております。

本年度であります、6月に陶芸体験と交流会を開催し、男性、女性各18人が参加し、9組のカップルが誕生いたしました。10月には初めての試みといたしまして、夜の加美町をお散歩気分めぐるカジュアル婚活と銘打ちまして、レストレンぶな林で地ビールと特産品を生かした料理で交流会を行い、やぐらいガーデンの星明かりを散策するかみ恋体験ツアーを実施しました。加美町のイベント、やぐらいでのですね、ライトアップ、星明かりのイベントとタイアップした形で実施をいたしました。そうしましたところ、男性、女性各15名が参加したわけでありまして、15組ありまして、このうち過去最高の12組がカップルになったということがございます。この中から、成婚に至る方々が出てくると期待しております。3回目は、2月2日に仙台で開催する予定になっております。

合併後、延べ人数で男女それぞれ650人が参加をし、交際に至った数が200組、そして成婚に至ったカップルが、センターで把握している数としましては38組ございます。実際はもう少しあるかもしれませんが、あくまでもセンターが把握している数でございます。38組ありました。

課題でございます。国が調査したところによりますと、18歳から39歳までの未婚者は、いずれ結婚しようと考えているという回答が男女とも9割弱でこのところ推移しているようでありますので、依然と高い水準にあると。決して若者たちが結婚を希望していないわけではないということがわかります。

しかしながら、本町において平成27年の国勢調査を見ますと、20歳から39歳までの未婚率は60.6%、男性が60.6%、女性が44.2%ですので、大分未婚率、特に男性の未婚率が高いなというふうに感じております。ですから、そういった未婚者の方の願望と現実との間の乖離があるということがわかります。

町としましては、かみ恋ツアー、先ほど申しましたかみ恋ツアーを実施しているわけでありましてけれども、実はこの参加者を募集しますと、仙台圏からの女性の参加者は毎回募集人数を上回る状況でございます。自治体によっては、なかなか集まらない自治体もあるようでありますけれども、加美町は大変人気が高いというふう聞いております。

しかし一方、加美町の男性の募集人数が、超えることが余りないということなんです。ここが課題。参加する方が少ない。仙台圏から参加する女性は募集定員を上回るけれども、地元の男性の参加が募集人員をなかなか上回らないと、こういったところが1つの課題でありますので、結婚推進指導員も参加を声かけをして促しているというところでございます。シャイなのかもしれません。

多くの方々、特に男性の方に参加していただくためには、もっともっと努力をしなければならないわけでありまして、他の自治体の事例なども参考にしながら、気軽に参加できるような魅力あるイベントなどを今後検討していく必要があるというふうに思っております。

また、現在は町の広報紙とふれあい通信で周知、情報発信をしておりますけれども、やはりインターネットなどを利用した情報発信も必要だというふうに思っております。

また、地域を巻き込んだ取り組みとしまして、行政区長さんなどに地区内の結婚適齢者を教えてもらうなど、結婚推進員がそういった地域の情報をもっともって得て、当該者に接触できるような努力、仕組みづくり、これなども検討していく必要があるというふうに思っております。

今後も出会いの場、機会を提供しながら、より多くの方が婚活イベントに参加できますように背中を押してあげられるような取り組みを行ってまいりたいと思っております。町としても、他の事例なども参考にしながら、充実をさせてまいりたいと思っておりますので、ぜひ議員さんからも、そういった方々にお声かけをして、こういったイベントの際には、ぜひ参加をするようにというふうにお勧めいただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） すばらしい活動をしているのですねと、こう思います。私が思っているには、町が運営しているために、土日とか祭日、このような係の方は、通常休みだと思いますし、相談者の方は、逆に土日、祭日が活動する日だと思います。そして、相談の窓口が土日だと閉まっている、こういうのだと、平日だと営業時間みたいなのがありまして、逆に相談者は平日は来ないのであるのかなど、そういうように思っていたので、ちょっと勘違いをしていたのかなと思います。

町が運営しているので、利益を出すとかノルマがあるとかということは、その担当者に対してはありませぬよね。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。よろしくお願いします。

結婚推進指導員に対しまして、ノルマというものはございません。本人みずから積極的に、目標は5組というふうに掲げているくらい積極的に活動されているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） どこかのあれで、成婚はたしか、去年は3組かなと、そのように思っているんですが、私の間違いでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

昨年度の成婚はありませんので、昨年度の婚活イベントに参加された方で、今年度1組成婚されておりまして、おととしの平成28年度には3組ございました。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 町で行っているため、予算等が少ない。また、そのために質素な婚活パーティーであったり、会場が悪いとか、そのような環境が悪くて、なかなか男性とも女性も気分が盛り上がらないのかななんて、私はそんな感じに思っていたんですが、ちょっと間違っていたのかなと思います。指導員の方も、一生懸命やっておりますし、ただ、今のお話だと1年に1組ぐらいしか成婚率はないのかななんて思うんですが、もう少し成婚率を上げるには、町長、どうしたらいいのか。さっき言っていました、私たちも39歳までの男性、女性にはお声がけをしたいと思います。

もう一度聞きたいんですが、町民課長に伺いたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長はいいんですか。

○2番（猪股俊一君） ちょっと待ってください。町長は最後に聞きます。すみません。

その係の方が、やはり大変なのかなど。例えば、祭日とかそういう自分のこともあると思うんですが、そこを曲げて頑張っているということなので、その辺、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

イベントにつきましては、やはり土日の開催となっております。そのほかに、毎月相談日、またお茶会といたしまして、かみ恋の活動を夜間に行っております。ですから、相談員につきましては、土日出勤、それから夜の勤務という場合もございますが、1日6時間という時間を調整いたしまして、午後からの出勤だったり振りかえ休日だったり調整を図りまして、担当職員ともあわせまして無理のない勤務体制を整えているところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 無理のない体制でやっていただいているということなので、安心しました。

最後に町長へ、この事業にやはり予算と人員をもう少しお手伝いできるような確保をしていただけたら、もっと成婚率が上がって、移住・定住というより、ここにいる人たちがやはりよそに出ていかない、そういう政策を町長は考えていると思いますが、その辺、お聞きして終わりたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この婚活に関しましては、町民提案型まちづくり事業を活用して、商工青年部の方々が3年連続して実施いたしました。ちょっと結果の報告がないものですから、どうだったのかはわかりませんが、ここにもメンバーがいらっしゃいますのでお聞きしたいところではありますが、ですからそういった、町では直接こういった行っていることと、それからそういった若者たちが中心になって自主的にやっているものに対する支援も行ってきておりますので、やはりこれから一つの鍵は、やはり若者たちがみずからそういった行動をとっていくと。それに対して、町がさまざまな面で支援していくというのが一つのあり方であろうというふうには思っております。

また、大崎広域でも取り組みがありますので、これは今後とも大崎全体で取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っております。

また、先般、新聞にもありましたけれども、大崎市では企業同士、それぞれの企業あるいは団体、未婚者の方を抱えておりますから、そういった企業と企業、企業と団体がお互いに婚活をするなどということもいい方法ではないだろうか、お互いに身分がはっきりしているわけですから、安心して会えるのではないだろうか、そんなことなども進めていく必要があるのではないかと。ですから、必ずしもお金をたくさんかければいいということだけではなくて、やはり地域のさまざまな資源、若

者だったり企業だったり、区長さん方だったり、そういった人材、そういった方々のお力をフル動員して進めていくということが大事なんだろうというふうに思っています。

ですから、若者たちのいろいろな提案があれば、我々もそういったものにも応じていきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○2番（猪股俊一君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして2番猪股俊一君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後3時まで休憩といたします。

午後2時49分 休憩

---

午後3時00分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ここで、農林課長補佐より発言の申し出がありますので、これを許可します。農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

先ほどの猪股議員の一般質問の中で、有害鳥獣対策の部分で、イノシシを捕獲した場合の謝礼の部分だったんですが、まずイノシシを1頭捕獲すると、捕獲報償費まず8,000円なんですが、それと出た人の関係だったんですが、例えば銃を持って巻き狩りをした場合は1人8,000円でございますが、くくりわなとか箱わなとか、そういったもので町からの依頼があった場合は1人5,000円ということですので、訂正方、すみませんがよろしく願いいたします。

---

日程第3 報告第13号 専決処分した事件の報告について（平成29年度田澤橋ほか2橋  
修繕工事請負変更契約の締結について）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、報告第13号専決処分した事件の報告について（平成29年度田澤橋ほか2橋修繕工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第13号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年12月8日に開会された平成29年度加美町議会第4回定例会において承認いただき、東北化工建設株式会社代表取締役谷本剛実氏と契約し、平成30年9月12日に開会された平成30年加美町議会第3回定例会において変更契約の議決をいただきました田澤橋ほか2橋修繕工事について、

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負契約で契約金額の10%以内でその金額が1,000万円以下の増減による変更契約については町長の専決事項であることから、平成30年10月17日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

変更の主な内容は、細瀧橋において当初橋面防水を防水シートで行う計画でございましたが、コンクリート床版にひび割れが確認され、補強も兼ねて複合防水工への変更と、主桁の塗装を除去した産廃物を汚泥処理で計上していましたが、鉛が検出されたことからプラント処理が必要となりましたので、その処理費の追加を行うものです。

また、田澤橋、細瀧橋において警察や地元住民との協議により、交通誘導員の配置人員の追加などの変更を行うもので、これらの変更により、変更前契約額9,477万1,080円に480万6,000円を追加し、9,957万7,080円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては平成30年10月24日までに工事は完了しております。

以上、ご報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これで報告第13号専決処分した事件の報告について（平成29年度田澤橋ほか2橋修繕工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

---

日程第4 議案第78号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第79号 加美町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第80号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第4、議案第78号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第79号加美町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第80号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3件を会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第78号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第80号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第4、議案第78号から日程第6、議案第80号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第78号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第79号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第80号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に伴い改正するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

平成30年8月10日に、人事院より公務員給与の改正の勧告が出されております。政府は、この勧告を受けて11月6日に閣議決定を行い、国家公務員の給与法の改正法案等を国会に提出され、11月28日に参議院で可決し成立しております。

その人事院勧告の概要を最初にご説明申し上げます。

本年の勧告は、民間企業の賃上げの動きを反映して、民間との格差解消のため月例給・特別給ともに引き上げるものとなっております。

月例給につきましては、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、一般職職員に係る初任給を1,500円引き上げることとし、若年層についても本年4月にさかのぼり平均0.2%の引き上げ改定を行うものであります。

特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給月数が上回っていたことから、年間で0.05月分を勤勉手当で引き上げるものであります。

また、宿日直手当につきましては、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額を4,400円に手当額を引き上げるものであります。

地方公務員の給与改定につきましては、民間準拠の人事院勧告制度に基づく国家公務員の取り扱いを基本として決定すべきものとされており、国家公務員の取り扱いを基本に、今回関係する給与条例の改正を行うものであります。

議案第78号で議会議員、議案第79号で町長、副町長及び教育長に係る改正としてありますが、国家公務員の指定職に準じて平成30年12月に支給する期末手当の支給割合について0.05月分を引き上げ、平成30年度で支給する期末手当は6月及び12月の支給月数を合わせて0.05月分引き上げる改正を行う

ものであります。

議案第80号では、一般職の職員に係る改正で、月例給を平均0.2%、勤勉手当で0.05月と宿日直手当の引き上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 総務課長にお伺いをしたいと思います。

議案80号の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますけれども、この議案に関する資料をいただいておりますけれども、以前にもお聞きしたことがあったんですけども、なかなか我々、我々というか私ばかりかもしれないんですけども、号俸と等級の部分の中で理解しがたい部分がありまして、というのは、例規集を随分読み込みもしました。けども、なかなかこういうことなんだなというようなことが理解が得られなくて、ざっくりでいいですので、号俸並びに等級に関することを教えていただきたいと思います。

ここにいらっしゃる管理職の方々は、自分がどこの号俸でどこの級にいるかなんてというようなことはご存じになってお働きになっていると思うんですけども、この辺について一つ。

もう一つは、職員の方々が給料アップするとき、じゃあ私は号俸がここに行くんですけども、ここまで行って給与はこうなったんですがということ、どういうことで知ることができるのかというようなこともお伺いしたいと思います。

それから、号俸、等級に関して、人事評価の部分で、それもかわりがあるのかどうかというようなこともお伺いします。

それから、このことによって、これ全国的に上がることでですから同じなんでしょうけれども、ラスパイレスの関係で当町はどの位置ぐらいいにいるのか、もしおわかりであれば教えていただきたいと思っています。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この給料表、どういうふうな見方をすればいいのかというようなことでございますが、例えば、議案の12ページのところに、横軸に1級から6級、あと縦軸に号俸というような形で示されております。これが、私たちの給料表というようなことになります。この級というのが職位に関連する部分でございまして、1級、2級がいわゆる職務の主事というところでございます。3級が主査給、主査係長給

でございます。4級が課長補佐級、副参事、次長等というような職位、5級、6級については管理職が5級、6級というような形で、それぞれの職位に基づいて、その給の号俸になるというようなこと  
でございます。

縦軸の号俸については、初任給というところが1級の5号俸というところで決められております。  
1級の号俸の5号というところが、高校卒業の初任給というふうに定められておまして、そこから、  
あとは大卒の初任給の場合は、1級の21号俸というところが大学卒の場合の初任給というような形で、  
それぞれあと、新卒でない場合については、経験年数等を勘案して初任給等が決まっていくというよ  
うなことになります。

そこから毎年昇給というような形になっていくわけですが、その昇給の制度につきましては  
は、基本的に昔は1号俸というような形であったんですけども、今は4号俸が昔の1号俸というよ  
うな形になっておまして、4号俸を基準として、先ほど人事評価も基本的に今、絡む形になってお  
ります。人事評価した形の中で、基本の4号俸を基準にしまして、そこから人事評価で倍の8号俸ま  
でが上限として昇給するというような制度になっておまして、今は年1回、基本1月1日が昇給に  
なっておまして、そこで辞令をいただくという形になっておるところでございます。そういった形  
で、人事評価も、今は加美町、能力態度評価というような形でやっておりますが、その分を人事評価  
に反映をさせて昇給に反映させているというような状況でございます。

また、ラスパイレス指数の状況でございますが、現在、まだ平成30年度は示されておられませんので、  
平成29年の数字になりますが、94.9という数字になっております。ご承知のとおり、国家公務員を  
100とした場合の指数というようなことでございます。こちらについては、現在、町村だけで言いま  
すと、仙台市を除いた形で町村だけで言いますと上から5番目ぐらいに位置しております。以前はか  
なり低い、下から何番目というような状況でございましたが、大分改善をさせていただいているところ  
でございます。また、ラスパイレス指数、今回、給与改定というようなことになりましたが、やはり全  
国一律というようなことになりましたので、その部分については、基本的には影響はないのかなとい  
うふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） かつてはラスパイレス、かなり下のほうだったように、やはり思っていました。  
今回は、市町村では大分上位のほうということですので、さらに町長、上を目指すような状況  
でご努力をしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほど、21町村、町村だけで5番目でございます、市も加えた34市町村ですと12番目ぐらいになりますので、申し添えます。申しわけございません。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第79号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第80号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第81号 加美町税条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第7、議案第81号加美町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第81号加美町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成28年度の税制改正により自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入される予定でしたが、消費税の増税が延期されたことにより、環境性能割の導入も延期となっております。平成31年10月から消費税が増税されることに伴い、改めて環境性能割を導入した軽自動車税環境性能割の減免について規定するものであります。

改正の主な内容は、日本赤十字社が取得する軽自動車の非課税の範囲や減免する税額について定めるものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号加美町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第82号 加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第8、議案第82号加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第82号加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成29年3月に専決処分いたしました同条例において、適用期間を平成31年3月31日まで延長する改正を行っておりますが、今回、対象事業の変更による改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、情報通信技術利用事業が対象から外れ、新たに農林水産物等販売業が対象になったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 今、町長の説明によりますと、対象事業の変更ということですが、この変更に至った背景があれば、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 特別徴収対策室長。

○特別徴収対策室長（浅野 仁君） 特別徴収対策室長浅野です。

情報技術利用事業ということで対象になっておりましたが、これについては、コールセンターであるとかそういうものが対象でした。実際、コールセンターが該当になった2,700万円以上の設備投資ですので、なった事例はございません。それで、余りにも該当がないものですから、農林水産物等販売事業ということで、昨年度より変更になりました。今年度のこの条例制定によって、今までは加美町については、中新田地区については過疎地域ということで認定になっておりませんでした。今年度より小野田地区、宮崎地区と同様に中新田地区内においても過疎地域に認定されましたので、現在、該当になる建物としては1件、薬王堂さんの前にナカリさんの倉庫が建っておりますが、そちらが該当になる見込みとなっております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第83号 加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第9、議案第83号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第83号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、土地改良法の一部を改正する法律が平成30年6月8日に公布され、平成31年4月1日から施行されるに伴い、関係条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）

日程第11 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）

日程第12 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）

日程第13 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）

日程第14 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）

日程第15 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民

館)

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第10、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）、日程第11、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）、日程第12、議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）、日程第13、議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）、日程第14、議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）、日程第15、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）、以上6件を会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）から日程第15、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第10、議案第84号から日程第15、議案第89号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

○町長（猪股洋文君） 議案第84号から議案第89号までにつきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本議案は、加美町広原地区公民館の指定管理者として広原地区コミュニティ推進協議会を、加美町鳴瀬地区公民館の指定管理者として鳴瀬地区コミュニティ推進協議会を、加美町西小野田地区公民館の指定管理者として加美町西部地区コミュニティ推進協議会を、加美町鹿原地区公民館及び加美町防雪センターの指定管理者として鹿原地区コミュニティ推進協議会を、加美町旭地区公民館の指定管理者として宮崎西部地区コミュニティ推進協議会を、加美町賀美石地区公民館の指定管理者として賀美石地区コミュニティ推進協議会を、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで、3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該6地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことで、人づくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設として、中新田地区、宮崎地区は平成22年4月から、小野田地区は平成23年4月から指定管理制度を導入し、各地区のコミュニティ推進協議会が指定管理者となり、地域活動の拠点としてその役割を担っていただいているところでございます。

平成31年度からの指定管理者の指定に当たりまして、これまで以上に地区の活動拠点となる地区公

民館を地域との共同による管理運営で地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図ることができ、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会から報告がありましたので、本議会にご提案をさせていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 生涯学習課長、遠藤課長にお伺いしたいと思うんですけども、6地区公民館についてなんですけれども、人件費も計上されているんですけども、その積算根拠を、もし教えていただけたらというふうに思います。確かに公民館6地区、一律での積算根拠なのかなとは思いますが、その辺の確認であります。

もう一つは、なかなか研修の機会も少ないのではないかなというように思いをしていて、以前にも研修のための経費を若干つけたらというような質問をしたときに、公民館同士の方々でいろいろ情報交換なんかもしていますよというようなお話もあったんですけども、それ以上の研修の機会というものを考えておられるのかどうか。実際、人件費の積算については、先ほども職員の方々の給料の一部改正だったんですけども、もしよろしければ、どのぐらいの号に入っているのものなのか。ただ、ここにお座りの皆さんは、それなりの試験をされて、それをクリアしてきたわけですけども、地方館に関しては、そんなにテストとか何とかというようなことではなくて、やっていただける方の能力というものを信じながら、一生懸命やっただけだと思えると思うんですけども、その辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

まず、人件費の考え方ということでございます。

ご指摘のとおり、6施設一律で、これまでもございました、一律でさせていただいております。

前回、3年前に一度改正をし、議会の議決を得、あと毎年、年度協定を結んでやってございますが、その段階で人件費を算定をしております。それに、今年度はまたプラスをさせていただいて上げさせてもらっているということでございます。

あとちなみに、毎月の基本給といいますか、その部分もございますが、あわせまして、これまでいろいろ通勤手当などもなかったということで、その部分も改善をさせていただいて、今回上げさせてもらっております。

あとあわせまして、やはりボーナスとまでは言えないんですが、賞与とまで大きくは言えないんですけれども、そういうものも別枠で、人件費の中には含まれておりますが、入れさせてもらっているということでございます。

そういう意味で、ちなみに前回から見ますと人件費、これはいろいろ共済費まで含めてということになります。広原地区で言いますと年に498万4,000円というふうに書かれておりますが、3年前は437万円ほどということで、65万円ほど上がっているということでございます。

それに対して、役場等の号俸の関係ということでございますが、これはやはり比較はできないというふうに思っております。ただ、いろいろそういう形での改善をさせていただいていると。その部分がまだまだ不十分だというご指摘もあるかもしれませんが、何とかそのような形で地域を盛り上げていただく、そういう人材でございますので、今後もなお一層、ご努力をいただければというふうな思いをしております。

あと、その皆さんの研修の機会ということでございます。やはり、おのおのの公民館、各地区に中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館あって、その下におのおの地区公民館が位置をしているわけでございます。各地区ごとに、3地区ごとにいろいろ活動といいますか、情報交換などもやっておるようですが、なかなか町全体という部分が年に1回とかそういう形だったので、そういうものもちょっと深めましょうということで、今回、たまたま指定管理ということで新たに更新ということで、いろいろ調整を図りましょうということもあって、いろいろそういう情報交換などはさせていただいております。

あとあわせまして、県の教育事務所主催だったり、あとは公民館の関係団体の主催だったり、いろいろ研修などがございます。今回も研修まではいかなかったんですが、各公民館にこういう事業がありますと、一緒に参加しましょうということで紹介をさせていただいて、ある地区の公民館ではお二人来ていただいて、館長さんが留守という、そういうような部分もございました。あと1人というところもございましたが、そういう形で、いろいろな機会がありますので、そういうものは生涯学習課のほうから各公民館を通して地区館のほうへ情報伝達をし、みんなで行って学ぶという、その中で行き帰り、またまたこれまたすばらしい情報交換になるという場面もありますので、そういう機会を今後とも進めていきたいと。研修費という金銭的なものだけではなく、そういう機会を捉えての活動を、やはりまずやっていくことが大切なのかなという思いがしております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 17番三浦です。

遠藤課長が人件費等について、るる説明いただきました。これにつきましては、平成31年度の町事業執行に関する要望ということで、その案件の中に、指定管理料の見直しということで、職員の処遇改善を私たちが要望させていただきました。それを酌み取っていただいたのかなということでもあります。それも、町民の方々のそういうお話をいただきましたので、議会として要望をさせていただきました。

それで、この指定管理料の関係でございますが、今回、指定を受ける団体からの積算に基づいた管理料ということなのか、その辺についてまず1点。

あとは、先ほど人件費の話がありました。それで、当然ながら職員の給与もアップするというところで、ラスパイレスが94.9ということのお話がありました。例えば職員の給与が100とした場合、指定管理の人件費はどれくらいに値するのか。なかなか言いづらいかもしれませんが、あわせて、職員の給料がアップする場合には、当然私は、指定管理料、3年の契約ですけれども、毎年契約しているということですから、その辺も考慮していただきたいと思いますが、その辺の考えについて伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長でございます。

指定管理料、今回提示をさせていただいている3年間の分、そちらの各指定管理者のほうで積算をしたものかということでございます。

先ほどもお話ししましたとおり、人件費的な部分に関しましては、こちらで一律にということで、皆さんといろいろ協議をしながらさせていただいているものでございます。

あと、それ以外の部分に関しましては、やはり施設によっていろいろ大きさが異なります。あと、各事業などがあります。そちらにつきましては、これまでの実績をもとに、あとは今後のことを想定をし、各指定管理者、今回は各地区のコミュニティ推進協議会さんのほうで積算をされてきたものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほど町の職員と比較した形で指定管理者の人件費的なものというようにお話でございましたが、まず、ラスパイレス指数というのは、基本的に給料表を同じくしている形で職位とか構成人数とかによって、それによって国と比較をして定めるというようなことになっているものでございます。ですので、指定管理者の団体とかとは、単純にそれを比較するというようなことは、なかなか難

しい面があるのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど人事院勧告のベースアップというようなことも、私たちがさっきお認めをいただきましたが、そういった部分については、例えば町の給料表等を参考にしている、あるいは最低賃金等なり、いろいろなベースアップ幅等がありますので、そういったものを参考にしている場合等については、年度協定の中でのそういったベースアップ分等については、年度協定の中で反映する分についてはいいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 人件費については、町の一応案ということで提出されたということなんですが、どうなんでしょうね、1つの案の中に、じゃあ公民館が指定管理を受けますよと。職員については、この号俸的なものがラインがあるんじゃないかと思うんです。でないと積算できませんよね。多分、このあれがあって、積算した結果、この額ですよということで、多分なったのではないかという、私は勝手に思いしています。

あとあわせて、来年から働き方改革関係でありますよね。そうすると、処遇改善というのがあれだと思うんです。ですから、その辺もあわせた上でのこの人件費の積算だったのか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、これまでの人件費というのがありました。それにプラスをさせていただいたということでございます。その部分に関しまして、役場の号俸とのかかわりという部分に関しましては、総務課長もお話をされましたが、それと同じにはできないといいますが、簡単に言いますと、先ほど号俸4号ずつ上がりますというお話、今回お示しをさせていただいているものも、3年間さほど変わらないというふうになってございます。その部分を、3年を契機にはぐっと上げさせていただきましたが、それが毎年アップアップということで、今はちょっとそのようにはなっていないということでご了承いただきたいというふうに思います。

あと、働き方改革のお話でございますが、そちらにつきましては、やはり指定管理の中で、コミュニティ推進協議会のほうで施策をしていただき、その中でいろいろな環境、働き方の環境というふうに思っております。その部分に関しまして、各団体でやっていただくものだというふうに思っております。

ただ、各団体のほうでも、働き方改革という部分が、まだ詳しくわかってないというふうに思われますので、そういう部分に関しましては、そういう研修といえますか、打ち合わせなどを通して、一

律このように今度変わっていくんですよという部分はお知らせをするような、勉強するような場を設けてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 私は、単純な質問ですが、各地区公民館の収支計画一覧を見ていて、一番違うのは報償費（事業費）というところのようではすけれども、事業費、私はたまたま広原地区公民館を利用しているものなんです、広原地区はかなり、一番高額なんだなというふうに、今、見て確認いたしました。この事業費という資格要件というか、行事を1事業としているのか、それとも事業というか資格、条件みたいなものがあるのかどうか、確認したいと思います。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長でございます。

事業費のお話でございますが、各地区でさまざま事業が展開してございます。その中で、お金のかかる部分、かからない部分というものがあるかというふうに思います。今回、各指定管理のほうから上がってきているものに関しましては、これまでもございましたが、やはり地区のコミュニティの祭りとか共催をして、公民館のほうでも負担をしていくというような部分もございまして、あと、単独で公民館として事業展開をすると、そのために費用が必要だということもございまして。

これらに関しましては、これまでの経緯があるというふうに、こちらのほうでは考えてございます。そういう意味で、地域の中でそういう工夫をされてやられてきているということで、できるだけその部分は支援をしていきたいということで、今は、この指定管理の中では金額の差がございまして、これ以外に事業に対しての補助金だったり、いろいろ公民館からの補助金だったり、あと企画財政課のほうからの補助金だったりということで、いろいろ分野が、分野がと申しますか、いろいろなところから1つの団体のほうに補助金なども行っているということで、おのおのうまくその部分を活用されて、指定管理の中からは、このような部分ということで理解をしていただければと思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）の採決

を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第16、議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター他）についてご説明申し上げます。

本議案は、小野田西部デイサービスセンター及び中新田地区の加美町障害者自立支援施設でありますクローバーハウスの指定管理者として、社会福祉法人加美町社会福祉協議会を平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同社会福祉協議会は、加美町において豊かな社会地域づくりを目指し、住民主体を規範とした地域福祉活動やボランティア活動の推進などを実施しているほか、介護保険の指定事業者として訪問介護や通所介護などといった町民に対して直接的なサービスも行っております。

平成18年4月からは、町の指定管理者として管理運営を行っており、今後もこれまでの経験と実績を生かした効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。当該2施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について、指定管理者が展開していくことが安定したサービスの提供と、より効果的な事業の実施が確保されるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） この2つの施設は、社会福祉協議会さんのほうでやっているんですけども、

西部デイサービスセンターのほうは5年間で大体4,000万円弱のマイナスになって、クローバーハウスはそれに近く黒字になるということで、指定管理料もここで2つの施設でチャラにしているから、こっちがマイナスになっても、こっちがプラスになっても、これでいいんだよということでの案件になるんですか、案件といいますか、その辺、説明してください。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

この2つの施設でございます。それぞれ施設の性格が違っております。小野田西部デイサービスセンターにつきましては、ご指摘のとおり結構な赤字の数字になっています。クローバーハウスは黒字になっていると。デイサービスセンターにつきましては、通所介護事業所ということで、利用者に合わせて介護を提供するわけですけれども、資料のほうを見ていただくと、職員配置のほうで、やはり専門的な職員として介護士ですとか看護師が必要ということで、支出の中に占める割合が人件費の部分が大きいです。

一方クローバーハウスのほうは、西部デイサービスセンターに比べますと人員的に半分ということがありまして、この2つの施設で見ると、トータルでプラスマイナスゼロとなっていますけれども、社会福祉協議会自体、このほかにデイサービスセンターとしまして中新田、小野田、宮崎、それぞれやっております。あと障害福祉サービスとしましても、クローバーハウスをはじめとしまして、やぐらりのアットハウスですとか、あとヘルパーステーションあおぞらといった形で、いろいろな施設を運営しております。そういった福祉事業全般のトータルで考えて、社会福祉協議会さんのほうで、こういった、この2つだけではなくて、トータルで考えて運営をうまくやっていくというようなことでいただいているというようなことでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部デイサービスセンター一他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号公の施設の指定管理者の指定に

ついて（加美町小野田西部デイサービスセンター他）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（やくらい高原温泉保養センター他）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第17、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（やくらい高原温泉保養センター他）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（やくらい高原温泉保養センター他）についてご説明申し上げます。

本議案は、やくらい高原温泉保養センター（やくらい薬師の湯）をはじめ、宿泊施設の林泉館、都邑館、やくらいコテージのほか滝庭の関駒庄、地ビールレストランぶな林、やくらいウォーターパークなどやくらい施設群全10施設と宮崎温泉施設陶芸の里温泉交流センターを初め、コテージ、伝習館、キャンプ場、合宿所など9施設、中新田地区のふれあいの森公園パークゴルフ場やあゆの里物産館など4施設、合計23施設の指定管理者として、株式会社加美町振興公社を平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社加美町振興公社は、やくらい振興公社、陶芸の里宮崎振興公社、中新田地域振興公社の3公社が平成28年4月に3公社合併により設立された株式会社であります。現在、23施設の指定管理者として管理運営を行い、葉菜山葵栽培園、住民バス予約センターの受付及び運行業務、みやざきどどんこ館管理業務などの受託も受けております。旧公社設立時期から各地域の施設運営に携わり、平成18年4月からは指定管理者として管理運営を行っており、これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かし、今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

町民の保養、健康増進及び観光施設としての交流人口増加に努め、地域の活性化を図る上で、各施設などの管理及び事業運営について、これからも指定管理者が一体的に展開していくことが効率化と活性化が図られるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 15番。ただいま町長から説明をいただきました。23施設、それからほかの事業の委託も受けられているということで、非常に大きな役割を果たしていると思っております。

差し支えなければ結構なんですけれども、これまでも副町長が代表取締役として出ておりましたし、また、この申請についてもそのとおりであります。ただ、副町長は辞表を出されたという、その後、すぐ間を置かずに代表取締役会が開かれるというようなことをお聞きして、その中で体制がえもあり得るのではないかというような、役員構成ですね、そういったことをお聞きしておりました。

ですから、差し支えなければですけども、そういった代表取締役会のこれからの内容、取り組みの状況、そういったものを、どういったことを決められたのかなど、方針、そういったことをちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今月の13日に取締役会が開催され、そこで代表が交代するというふうに聞いております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） それぞれ振興公社、経過たどったわけなんですけれども、まず、一番最初にやったと思うんですけども、やくらい高原温泉、いわゆる薬師の湯なんですけれども、前々から経営については町長が代表になっておりました。その後、副町長というようなことになったわけなんですけれども、それから議会では、再三言われてきたことは、幾ら町の一番大きな出資者の団体であっても、受け手側と出す側が同じであってはいけないというようなことを再三言われてきました。

ですけども、先ほど説明の中にありましたように、平成28年、県の指導などもありまして3公社合併、それをなし遂げるまで、副町長が町からの代表として続ける。また、それが実現しても、経営の安定を図るために、また継続するというようなことでやってきたわけなんです。町からの役員が一番出資者が多いので、何人出ているか、ちょっと今、私はわからないので、お知らせいただきたいと思っておりますけれども、やはりこれまでの、かわられると言っても、その過渡期とかいろいろあると思いますし、それからそれぞれ施設をつくった目的、町の果たす役割は大きいと思うんですよね。ですから、そのつながりを持つということは、振興公社を信用しないわけではないですけども、そういったことも非常に密にしていかなければならないと思います。

ですから、すぐ副町長がやめられたからと言ってかわるということでは、振興公社の日程があると思いますから、代表取締役、そこで決定されることだと思いますけれども、基本的な考え、どういった方を、また町からの推薦で役員として出すか、そういったもし考えがあればお伺いしたいと思いま

す。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず今回、民間での経営経験豊富な方が社長につくというふうにお聞きしておりますので、これまでの経験を大いに生かして、改革を進めていただきたいというふうに思っております。また、当然、町が最大の出資者でありますので、当然、町のかかわりということも、これは保っていく必要があると思っております。

また、町が進めておりますアウトドアの事業、やはりこのことによって、これまで加美町、葉葉に来ておられなかったような層の方々も来ておりますから、こういったことを、やはり加美町振興公社のほうでしっかりと取り込んで、そしてやはりお金を落としていただく、お金を循環させていくという、こういう努力を、これまで以上にさせていただくはならないわけでありまして、町とは大変密接なかわりがありますので、町での当然関与ということも引き続きしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

現在、前副町長ですが、吉田社長、それから現副社長の大場副社長、2人が町からの推薦ということで、町からの枠組みでの役員ということになっております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） すみません、もう1点だけ。

そういったことでありますと、2名出せるということでもあります。そうすると、前々から言われている、受け手側と出す側が同じような立場の方では、ちょっとうまくないのではないかとすることは、前副町長だったらクリアできるんだと思います。そうすると、私としては、やはり内容に精通されている、代表取締役にならなくても、そういった道でお働きいただければ非常にいいのではないかなど、私の考えなんですけれども、そういった点、もしよければ。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど答弁させていただきましたように、やはり株式会社、第三セクターとはいえこれは株式会社ですので、やはりきちっと利潤を追求していくという上からして、改革というのが私は必要だろうと思っております。そうしたときに、やはり民間での経営経験というものが非常に重要だろうと思っておりますから、そういった方が社長に、代表取締役に就任をして改革をしていくということが非常に重要だろうというふうに思っております。そのように考えているところであり

ますし、町の関与というのはもちろん、大株主でありますので、今後ともしっかりとしていきたいと。動きがばらばらでは困りますから、観光の振興という点で大変重要な役割を果たす加美町振興公社でございますので、町としても関与していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかにございませんか。5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 私から1点だけ、すみません、事前に確認しておけばよかったかもしれませんが、24ページ、やくらい高原温泉保養センター薬師の湯、ここの関係の業務範囲なんですけど、次のページ、やくらい林泉館に関しては宿泊、休憩及び食事の提供というふうになっております。薬師の湯、数年前に合宿をするために簡易宿泊といいますか、宿泊の許可をとっており、さらに食事の提供もなっているというところなんですけど、業務範囲にそのことが記載されていないというような状況にあります。

今後、ここに関する宿泊も、きのうの一般質問で述べたとおりの使い方が検討されている中で、業務範囲に載っていないというのはどういうことなのかなという思いがありまして、1点だけ。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

ただいまご指摘のとおり、このスペースでございますので、大変申しわけありませんが、今後作成するときは、なお正確に記入するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 課長の体型もあるようですけれども、ほかにございませんか。2番猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 今、下山さんもお話しいたしましたが、町から2名ではなく、大場さんは株主でもありますし、今現在取締役をやっているわけですが、副社長という名目でしたよね、たしか。だから、そうすると町からお願いして任命するのは吉田 恵さんなのかなと思うんですが、その辺、それでよかったですね。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 取締役会のほうで人事については話し合っただけで了解をいただいているようでございます。正式には、今月の13日に決定するという報告を受けておりますので、町はそれを尊重していきたいと思っております。また、今後の体制のあり方については、いろいろと考えていく必要があると思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 指定管理料の算定なんですけれども、ほぼ収支がゼロになるように補填といい

ますか、利益が上がっているところはマイナスの指定管理料というような形の中で、32ページの陶芸の里温泉交流センターとか、郷土文化保存伝習館、34ページ、あとは36ページのふれあいの森パーク場、こちらはその収支でいくと、みんなマイナスということになっているんですが、この辺の考え方、指定管理料の算定、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

お手元の資料には、1施設1会計という形ではなくて、物によっては、例えば今ご指摘の32ページですと、ゆ〜らんどの周辺、緑地広場あるいはコテージ、茅葺き民家、キャンプ場、合宿所ということで、かなり広くくって、その中でやりくり、人の手配も含めてということで、会計便宜上というところちょっと語弊があるかもしれませんが、会計上でそれぞれ公社のほうでくくりを設けて、その中で一旦会計を出しております。

ですから、全体の合計ではもちろん差は出ないんですが、そういった細かい1施設1施設ではなくて、グループで会計を作成していますので、例えば平成29年度の赤字2,400万円でいきますと、このくくりの中で薬師の湯が1,000万円の赤字という形で出てきたり、ぶな林が600万円の赤字というような、数字上のが出てくるんですが、結果的には全体でトータルしての会計でございますので、この辺はちょっと、これまでの経緯もあつての会計手法かなと思います。申しわけありません。詳しくはそんなところで、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） そうすると、全体の枠として、今までとこれから指定する分とほぼ同じなのか、それとも先ほどから出ているように、人件費等の関係で全体としてふやす方向なのか。全体枠で結構ですので、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 全体枠ということなのですが、その前に、ただいまご指摘がありました書式については、5年前にも同じ書式で、くくりも同じくくりでやっておりますので、それに合わせて、今回も同じものを作成しております。

それで、全体の収支、人件費についてでございますが、今回、平成31年度の執行事業に関する要望書ということで、総務建設常任委員会さんのほうからも指定管理料の見直しというご指導もありまして、公社との打ち合わせでは、前年度の赤字を念頭に置いた上で、とにかく努力していただくということで、実際には人件費について、約1,000万円ぐらい前年度より上がっております。この内訳とし

ましては、例えば宿日直、これまで5,500円だったものなのですが、これは労働基準監督署のほうからの指導もございまして、通常1万円出さなければならないというような、そういうところの改善とか、あるいは最低賃金に伴う上昇、そういった細かいものの積み上げで、従業員の方の賃金を若干上げていただくということで、トータル約1,000万円の上昇になっております。

ただ、従業員数は、平成29年と比較しますと、社員、臨時職員、数名減っておりますので、若干そういうプラマイはあるかと思いますが、純粋に平成31年度については、約1,000万円のアップということになっております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（やくらい高原温泉保養センター他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号公の施設の指定管理者の指定について（やくらい高原温泉保養センター他）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第18、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町農山村多面的機能活用施設のうち、機織伝習館の指定管理者として小野田はたおり保存会代表笠原博司を平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

機織伝習館は、かつて養蚕で栄えた小野田地区の農村における機織技術と、それらに付随する伝統

的な暮らしや文化を保存し、また町内外から訪れた人々に伝承する目的で整備された施設であります。小野田はたおり保存会は、平成8年11月に町から上記施設の運営を受託し、平成18年4月からは、町の指定管理者として管理運営を行っております。これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かして、今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について、本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物流通加工施設他）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第19、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物流通加工施設他）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物流通加工施設他）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町農林産物流通加工施設の指定管理者として農事組合法人やくらい土産センターさんちゃん会を平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

農事組合法人やくらい土産センターさんちゃん会は、ご承知のとおり平成6年8月にくらい土産センターを開設したときから、地元農家等による直売施設として活動し、平成14年10月に法人化された公共的団体で、現在、組合員122名、員外組合員82名で組織しております。平成18年4月からは、町の指定管理者として管理運営を行っており、安定した経営、施設の管理運営とともに、農林産物の生産性の向上や加工品の開発など、地域農業活性化の軸として大きな存在となっております。今後も、これまでの経験と実績を生かした効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について、本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） このくらい土産センターですけれども、震災直後、風評被害により売り上げが大分落ちたというような話がありました。現状、大分回復していると思うんですけれども、その震災前の状況のように戻っているのかどうか、どの程度回復しているのか、その点をおわかりであればお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

土産センターにおける売上額でございますけれども、震災後、平成24年度ですけれども、土産センター全体での販売額でございますけれども、平成24年度は2億1,400万円でございます。そこから徐々に販売額を取り戻しまして、平成27年度におきましては2億4,200万円まで回復いたしました。しかし、そこから最近、ここ二、三年、売り上げが落ちてきておりまして、平成29年度におきましては、2億2,400万円まで落ちてきております。ことしにつきましても、10月末における売り上げでございますけれども、昨年度に比べて約260万円ほど売り上げが落ちているということでございます。

このここ二、三年の売り上げの落ち込みにつきましては、さんちゃん会の会員の高齢化による生産量の減少ということで、そのような状況になっておるようでして、さんちゃん会としましても、若い後継者の確保が課題となっているということでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） この二、三年の減少が高齢化によるという減少ということで、非常に、今ち

よつとショックを受けたところですが、これだけの売り上げを誇ってきた土産センターが、このまま売り上げ減少が続いていくというのは、非常にもったいないことでもありますし、この点の後継者問題について、これは農業全般に言えることだと思いますけれども、さんちゃん会にのみ任せるのではなく、やはり複合的に町の支援というのも必要かと思しますので、その点について、もしお考えがあればお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

今、高齢化ということで、最近地域おこし協力隊、農業で入ってきている協力隊もおりますが、そういった方たちも、あそこで販売をしております。あとそれから、畑で生産した野菜、それをそのまま土産センターの棚に並べるというだけではなく、もう少し付加価値をつけて売り上げを伸ばそうということで6次産業化の支援なども行っておりますので、そういったところで売り上げの確保を図ってもらいたいという考えもございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） やはり町長の提唱していましたストライダーについても、それからボルダリングですか、ああいうところにお客さんがやはり来るわけですから、そのお客さんに満足していただけるような、やはり施策が功を奏すれば、また売り上げも上がっていくというふうに思いますので、この点についても、もし町長からあれば、よろしくをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり高齢化に伴い、生産量が減っているということ。ですから、お客さんが行っても物が無いということなどもあるようでございます。非常に農業全般にわたる担い手不足というものが深刻になってきているんだろうというふうに思っております。

町としましても、積極的に地域おこし協力隊を受け入れているところでございまして、来年度、3年任期満了する方も、地域に残って野菜づくりをしたいというふうな希望を持っているようでございます。

町としましても、そういった、一番は農家の指定の方々が農家を引き継いで、そこできちっと野菜の販売技術なども、親やらおじいちゃん、おばあちゃんから学んでやっていくという姿が望ましいとは思いますが、なかなか今、そういう状況ではありませんので、一方、首都圏のほうから田舎で野菜づくりをしたい、農業をしたいという方々がございますので、引き続き積極的に地域おこし協力隊を受け入れ、そしてそういった方々に農業に従事していただくということ。加えて地域おこし協力

隊には、必ずしもIターンだけが対象ではなくUターンも対象になっております。実際、旭地区の庄司隊員は東京に十数年いらしてお仕事をした後、地元に戻ってきて、この4月から専業で農業を行っているわけでありますけれども、そういったUターン者なども、やはり東京に行っているいろいろな経験をしたけれども、地元に戻って地元の家業の農業を継いでやっていきたいという方々にもぜひ来ていただき、町もそういった方々を支援してまいりたいというふうに思っております。

大変深刻といたしますか、大事な問題でございますので、さまざまな手を尽くして農業を下支えしていきたい。また、農協の力というのは非常に大きいわけですから、町だけでできることではありませんので、やはり農協との連携などもとりながら、対策を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物流通加工施設他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物流通加工施設他）は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

日程第20 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第20、議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）についてご説明申し上げます。

本議案は、加美町まちづくりセンターの指定管理者として加美商工会会長中島信也を平成31年4月

1日から平成36年3月31日まで、5年の期間を指定したいので、地方自治法第224条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

加美商工会は、ご承知のとおり加美郡旧4町の商工会が平成15年10月1日に合併設立し、以来、上記町営施設について町から業務を受託しております。平成18年4月からは、町の指定管理者として商店街の活性化及び情報発信等の拠点施設として管理運営を行っており、平成29年8月から同施設に整備された木育広場の管理も追加されましたが、これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かし、今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について、本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後4時50分まで休憩といたします。

午後4時39分 休憩

---

午後4時50分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第21 議案第95号 平成30年度加美町一般会計補正予算（第5号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第21、議案第95号平成30年度加美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第95号平成30年度加美町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ3億8,868万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ139億4,582万9,000円とする補正予算と債務負担行為5件の追加を行うものです。

歳入の主なものについては、地方交付税として特別交付税2億9,207万4,000円増、国庫支出金として施設型・地域型保育給付費負担金1,002万9,000円増、県支出金として機構集積協力金交付事業補助金1,911万3,000円増、繰入金として財政調整基金繰入金6,000万円増などがあります。

歳出の主なものについては、総務費では情報システム改修委託料1,451万1,000円増、民生費では、地域型保育給付費負担金3,185万4,000円増、衛生費では、大崎地域広域行政事務組合負担金2億7,653万7,000円増、農林水産業費では、機構集積協力金交付事業補助金1,911万3,000円増、土木費では、木造住宅耐震診断助成事業委託料490万円増、教育費では、東京オリパラ加美町ホストタウン推進協議会補助金150万円増などのほか、人事異動による人件費の整理及び人事院勧告に伴う職員人事費の増額を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 12ページの1目19節に計上されております加美郡保健医療福祉行政事務組合の786万4,000円ではありますが、これは負担割合の確定によるものかと思いますが、加美町と色麻町の負担割合、またここ二、三年の動向についてお尋ねをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

この負担割合でございますが、当初、加美町が59.75%、色麻町が40.25%で当初予算のほう積算がされております。それにつきまして割合が確定しまして、確定した割合が加美町が61.13%、色麻町が38.87%ということで、加美町分が1.38ポイント増となり、色麻町が1.38ポイント減となっております。これに案分に係る負担金が5億6,900万円ほどですので、それに掛けますと786万4,000円ということになります。

この要因ですけれども、この案分に係る分につきましては、病院分と老人保健施設分がございます。老人保健施設分については、加美町も色麻町もほとんど横ばいという形ではあるんですが、病院分で色麻町の分が大分減ったということで、11%ぐらい、平成28年度に比べると減っているということで、相対的に加美町分の割合がふえたということになっております。

その原因については、事務局のほうにもちょっと、何でしょうねということで話は聞いてみたんですが、確たる要因というのはなかなか見出せなくて、色麻町は人口が減っているからというようなことはあったんですが、それは加美町も同じことなので、なかなかどういった理由で色麻町だけが病院分減ったのかというような推測がちょっと難しいので、今後、分析が必要かなというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ことしの2月だったかな、全員協議会があった際に病院の事務長が参って、今後医療体制の再編を初めとする経営改善を検討している。検討チームを立ち上げてやると話されたわけですが、実際、どういった改善がなされたのか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

加美病院の経営改善に向けた取り組みということで、加美町と色麻町の関係者が集まりまして、いろいろ検討等を行ってきたところです。その中で、いろいろ案が出されまして、例えば前に議会でもお話がありましたように、コンサルに委託するですとか、あるいは今度は事務レベルでの話ですけれども、総合健診、春の健診関係、そういったもので色麻町の加美病院のほうで受けられる分がないのかといったことについて、検討をいろいろしているところではありますけれども、今のところ、まだこれといった特効薬的なものはなかなか見つからないということで、引き続き定期的に関係者が集まって検討していこうというような、今、そういった段階であるところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかにございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 時間押しているところ、申しわけありませんので、簡単に答弁で結構ですので、項目幾つかあります。

まず11ページ、選挙費の返還金ですが、前年度選挙費委託金返還金について説明をお願いします。

2つ目、15ページ、清掃費、大崎広域行政事務組合の負担金が当初の倍以上補正になっています。

3つ目、すみません、16ページから17ページにわたってなんですが、一般造林費と分収造林費の組

みかえというか予算の入れかえになっているようなんですが、この状況。

最後、25ページのオリパラ推進協議会150万円と。簡単に結構です。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長、選挙管理委員会の事務局長でございます。

12ページの前年度選挙費委託金の返還金でございますが、こちらについては、平成29年10月に執行されました宮城県知事選挙の執行経費の交付金の返還金でございます。平成29年の決算を整理していく中で、執行経費より交付金額が多いというようなことが判明をしまして、そのことを内容を精査をいたしましたところ、一部交付金算定の際に二重に計上した部分があったというようなことで、今回、県の選挙管理委員会と協議し、金額が確定をいたしましたので返還の補正をお願いするものでございます。金額が、交付金は846万6,000円の交付額でございましたが、本来、算定上は833万7,000円というようなことでございましたので、12万9,000円返還というようなことでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

それで、15ページの大崎地域行政事務組合の負担金についてご説明を申し上げます。

まず、歳入の8ページをごらんになっていただきたいと思います。

ここに地方交付税でございますが、特別交付税として2億9,200万何がしのこれが入ってございます。これは震災復興特別交付税でございまして、大崎広域が進めておりますリサイクルセンターの特別交付税、このうち2億7,600万円ほど入ってございます。

これは、補助裏分の95%が、この震災復興特別交付税でもらえるということでございまして、人口割の11.3%が、これは9月18日、町のほうに入ってきてございます。今回、その入ってきた分を、そのまま大崎広域のほうに負担をするというものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） 森林整備対策室長、お答えします。

16ページからの林業の関係でございますが、分収造林費が、歳入9ページでやっています森林整備センターの収入が453万7,000円減額になりまして、その関係で、直営やっている部分が分収造林費で減額になっておりますので、一般造林費と分収造林費で1年分を計上しておりますので、その関係で分収造林費から一般造林費に振りかえをしているものでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

25ページの東京オリパラ加美町ホストタウン推進協議会でございますけれども、昨日、一般質問でもありましたけれども、推進協議会を1月に立ち上げまして、その推進協議会のほうで今後進めてまいりますけれども、この150万円に関しては、2月に予定しているチリの委員長、選手2名、あとコーチですね、4名の招聘のための経費になります。ただし、招聘に係る渡航費に関しては国のコンサルで出させていただく枠もございますけれども、渡航費に関しては入ってございません。そのほか200万円のうちでできる可能性のある経費もございますけれども、200万円で見られない部分もございます。それについて、150万円ということで予算を置きましたが、その内容に関しては、まず食料費等はないというものがございます。あとレセプションに係る経費で、ちょっとまだ未確定なものもございます。というのは、国で見てもらう200万円に関しては一過性のものということで、あくまでもホストタウンになるまでの調査費ということになりますので、一過性のものであれば対象となるというところで、例えば残るもの、旗とか手旗とか、そういったもの、あとは看板等も対象外というところがございますので、まだまだちょっと未確定がございますので、渡航費以外の経費を、この150万円で載せさせていただいているものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 2点だけお願いします。

15ページの農業振興費、わさび栽培施設管理業務委託料なんですが、これについて新しく出発したかと思うんですが、販路拡大の現状とか、障がい者雇用の現状等についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

ワサビにつきましては、最近、ワサビギョーザを開発しまして、その販売を始めたところでございます。ワサビギョーザにつきましては、薬師の湯、ゆ〜らんど、物産館でギョーザ定食として現在メニューとして出しております。あと、ワサビギョーザの商品といたしましては、土産センターを初め県内の4つの直売所で現在販売しているというところでございます。

あとそれから、障がい者の雇用でございますけれども、この障がい者の雇用につきましては、以前から雇用しておりまして、現在も雇用しておりまして、2名ほど雇用している状況にあります。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 補正になった背景というか、理由についてもお聞きしたいです。これ、補正で

やったのはどうしてなのかなというのが、ちょっと気になりました。

それから、ごめんなさい、32ページの保健事業費、特定健診審査等事業費（「それはまだ」の声あり）まだですか。ごめんなさい。じゃあさっきの。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

今回の委託料でございますけれども、山葵栽培園のポンプの修繕に伴う委託料の増額でございます。ワサビ栽培におきまして、8月の中旬に用水ポンプが故障いたしまして、ワサビ栽培に必要な水の供給が停止してしまいまして、応急処置として仮設ポンプを設置したのですけれども、あそこにおきましては、1反歩当たりおよそ毎分1トンという水が必要なのですけれども、それが十分供給できず、育成ワサビ保全のためにも早急な用水ポンプの交換が必要となりました。ただその用水ポンプなんですけれども、受注生産で納品に時間を要するため、補正予算議決後の対応ではちょっと間に合わないということで、業務を委託しております加美町振興公社と協議をしまして、公社においてそのポンプの交換を行うということになりましたので、今回、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 関連ですが、ワサビギョーザの、今、紹介があったんですが、ワサビ井等の商品開発等も行われていて、大変好評だというふうなお話も聞くんですが、そういったことの仙台等へのお店への発信というか、紹介というか、そういうことについては、どういう状況になっているでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

申しわけありませんが、詳細は把握しておりませんが、ワサビに関しては、そういった飲食店以外にも市場等への売り込み等にも行っているという話は以前から伺っておりまして、それについては、まだ継続しているというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 1点だけお伺いしたいと思います。

23ページの社会教育費、遠藤課長にお伺いをしたいと思うんですけれども、ここで公民館の中で、中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館、それからその社会教育施設というようなことで、中新田文化会館の部分が出ておりますけれども、これは今、公民館とかあと文化会館に社会教育指導員とい

う方はいらっしゃるのかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

今、中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館、あと中新田文化会館のほうにお一人ずついらっしゃいます。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 私ではちょっと記憶はないんですけども、給与に関する報酬及び費用弁償に関する事で、非常勤の方々の部分の扱いになっていると思うんですけども、この非常勤の扱いというのは、以前からずっと同じ形でやってこられたのか。そういう形でやっていたら、平成29年から社会教育指導員の報酬が載っていないんですけども、総務課長、その辺、ちょっと私も記憶定かでないんですけども、その制度に当たる人がいないから外したのかどうかというの、ちょっと疑問があったものですから、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

社会教育指導員という形で任用は今もしているというようなことですが、その取り扱いと申しますか、以前は特別職の非常勤職員という形で、条例にも載っている形での取り扱いとさせていただきましたが、平成29年から特別職と一般職とあるわけですが、一般職のいわゆる通常の勤務形態、1日何時間勤務して、それを週30時間とかという形で、通常の普通の業務と同じような形だというようなことで、一般職の非常勤職員という形で形態を区分をさせていただきましたので、そこから、条例から除いた形になりますので、通常の非常勤職員報酬という中に含まれているということになっておるといってございまして。そのほかの通常の勤務形態の職員、そのほかの、以前特別職であった部分についても、その当時大分改正をさせていただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。8番三浦英典君。

○8番（三浦英典君） ワサビについて、私もいろいろと申し上げてきたんですけども、ワサビ栽培のほうについては、加美町振興公社が引き受けるということで、これについても単年度で中身が改善するから一時的に救済したいんだということの話で了解してきたつもりだったんですね。そういう考え方に立てば、財政的ないろいろな問題で必要だというふうになれば、それは公社の中で処理していただくことでいいのではないかと思うんですね。こうして常に何か問題があったから、こっちで金が

足りなくなったから、町から出してくれという話でいく話は、どうも理解ができないと。本来これは、公社の中に組み込まれた話なのであって、金銭的な話が町から直接出ていくというのは、ちょっと理解できないんですがね。この辺の考え方について、ちょっと説明をいただけませんか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

今回のワサビ栽培施設につきましては、その施設そのものは町の所有でありまして、それを加美町振興公社に業務委託しているということで、振興公社としてはワサビの栽培業務、それから販売業務、そういったものを業務受託しているんだということで、施設の修繕に関しては費用負担を町にお願いしたいという協議がありまして、今回、そのようにさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦英典君。

○8番（三浦英典君） では、前経営者のときから、その施設は町で持つてゐるから経営してくださいというふうな契約の中でやってきたということの解釈になるわけですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 農林課長補佐でございます。

ワサビ栽培施設につきましては、その所有は以前は山葵栽培園という法人が所有してありまして、それを町が引き継いだ、譲り受けたということで町の所有になったという経緯でございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦英典君。

○8番（三浦英典君） じゃあ確認になりますが、公社にお願いしたのは、あくまでも経営というだけの移譲ということで、施設は依然として町が持っているということの解釈でよろしいですか。

もう一つ、これからの経営改善ということで、何年をめどにこの辺を町でフォローする話に見通しとして考えているか、お話をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（尾形一浩君） 栽培施設そのものは町の所有と。ただ、あそこの底地については借りているというものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

薬菜山葵栽培園につきましては、ほかのやくらい施設群と同じく平成31年度から5カ年の指定管理

の中に入っておりますので。失礼しました。委託契約だけでございまして、指定管理ではございません。失礼いたしました。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

現在の契約については、単年度契約ということになっておりまして、1年でということではないかと思うんですが、これまでの前任の方々の長年のご苦勞もあるかと思っておりますので、その辺を今回踏襲して新たにやっているかと思っておりますので、ある程度、1年では見通しというのはなかなか難しいとは思いますが、その辺のこれまでの積み重ねとあわせて判断するしかないのかなと思っておりますので、具体的に何年とかというのは、ちょっと今の段階ではなかなか難しいかなと思うんですが、見きわめてということになるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号平成30年度加美町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号平成30年度加美町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第96号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第22、議案第96号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第96号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ455万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億6,712万5,000円とする補正予算と債務負担行為2件の追加を行うものであります。

歳入については、県支出金として保険事業に係る特別交付金400万円増、繰入金として一般会計繰入金55万円増であります。

歳出については、総務費一般管理費から保険事業費へ委託事業費の組みかえなどを行うほか、人事院勧告に伴う職員人件費の増額と予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 思いはわかりますが、1個だけ、先ほど間違ったので。

32ページの保健事業費、特定健康診査等事業費が補正になっておりますが、この背景について、昨年と比較して、この特定健診受診者がふえているのかどうかということもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

こちらの組みかえについてですけれども、こちらにつきましては、医療費適正化事業、保健指導等の事業について県に対して交付申請を行うわけですけれども、その際に、県のほうから一般管理費ということではなくて、こちらの保健事業費のほうにおいて執行するのが適切であるというような指導があったことから、こちらのほうに今回組みかえを行うものでございます。

あと、健診の受診率ということですが、今年度、国保の県単位化ということで、国保について県が担うことになったわけですが、その中で、県のほうでできるだけ医療費を抑制したいというようなこともあって、そういった健診事業の受診率等が高いところに対してインセンティブとして、ご褒美というか補助金という形でくれるということで、そういったことで今回、加美町でももらえることになったということです。県内の中でも、加美町の受診率というのは、比較的高い部類にあるだろうと。詳細な数字については、今、持ち合わせてないので申しわけないんですけれども、いいほうにあるということでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行い

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第97号 平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第23、議案第97号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第97号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ686万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ31億6,650万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金を686万3,000円減額するものであります。歳出については、人事異動による人件費の減額などを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第98号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）

号)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第24、議案第98号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第98号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の615万3,000円とする補正予算で、歳出予算の組みかえを行うものであります。内容は、介護認定審査会費の事業費の組みかえを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第99号 平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第25、議案第99号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第99号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ87万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億355万5,000円と

する補正予算であります。

歳入については、前年度消費税還付金87万4,000円を増額するものであります。

歳出については、下水道施設設備の更新工事費200万円を増額するほか、人事院勧告に伴う職員人件費の増額及び公債費の組みかえなどを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第99号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第100号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第26、議案第100号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第100号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ116万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,004万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、前年度消費税還付金116万6,000円を増額し、歳出については公債費の組みかえを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これ

にて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第101号 平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第27、議案第101号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第101号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）について。

今回、収益的支出において総額を補正前と同額の5億3,500万円とする補正予算で、歳出予算の組みかえを行うものであります。内容については、配水及び給水費で施設修繕料として600万円を増額するほか、人事異動による職員人件費の組みかえを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第28 議発第1号 加美町議会会議規則の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第28、議発第1号加美町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔7番 木村哲夫君 登壇〕

○7番（木村哲夫君） 議発第1号加美町議会会議規則の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議場内における規律に関する取り扱いについて、社会情勢の変化等を鑑み、議会に入る者の携帯品並びに会議中における新聞等の乱読に関する規定を改正するものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会会議規則の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第1号加美町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第29 議員派遣の件について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

---

日程第30 閉会中の継続調査について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第30、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長沼田雄哉君より「行財政の健全化と政策課題について」「安心して生活できる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長高橋聡輔君より「学校教育及び生涯教育の充実について」「保健・医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長三浦英典君より「産業の振興と地域活性化策について」、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長木村哲夫君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」「議会改革、議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長佐藤善一君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、筒砂子ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂忠幸君より「筒砂子ダム及び道路改良等環境整備並びに地域振興に関する事項について」、以上7委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月12日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成30年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後5時39分 閉会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月7日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 沼田雄哉

署名議員 一條寛